

車検時の点検整備実施状況等の自動車検査証への記載及び 点検等の勧告の発動要件の見直しについて

1. 背景

点検整備の確実な実施は、自動車の安全確保・環境保全を図る上で、検査制度と並んで最も重要かつ基本的なものであり、道路運送車両法においては、ユーザーに対して定期点検整備の実施を義務付けているところです。

この定期点検整備のうち、車検（継続検査）の際に行うとされている点検整備の実施時期について、車検後に行うか、又は車検前に行うかは、ユーザーの選択に委ねられているところですが、車検後に行うこととしたユーザーの中には、点検整備を実施していない方も存在すると認識しております。

このような状況を改善するため、これまで、車検後に定期点検整備を行うこととしたユーザーに“はがき”を送付し、その後の確実な点検整備の実施を求めているところです。しかしながら、このような“はがき”による対策のみでは、指導の確実性や連続性といった点で課題があります。

このため、今般、継続検査時に受検形態や点検整備の実施状況等の情報を車検証の備考欄に記載することにより、その情報を確実に自動車ユーザーにお伝えするとともに、街頭検査時等の機会をとらえて当該情報を活用した指導を実施していく予定です。加えて、点検等の勧告が発動しやすくなるようその発動要件を見直した上で、点検整備の指導をより一層厳格に行っていく予定です。

2. 対策の概要

1) 車検証備考欄への点検整備実施状況等の記載について

道路運送車両法第62条第1項に規定する継続検査を受ける登録自動車及び二輪の小型自動車について、同条第2項の規定に基づき返付する車検証の備考欄に、以下の事項を記載することとします。（詳細については、次頁の記載内容一覧表を参照。）

- 使用者本人による受検か、①指定整備工場、②認証整備工場、③その他（車検代行業者等）を通じた受検かの別
- 点検整備記録簿の確認結果

2) 点検等の勧告の発動要件の見直しについて

点検等の勧告の発動要件について、現行では整備命令書又は限定自動車検査証を交付する際における当該自動車の劣化又は摩耗による保安基準の不適合箇所数が、複数であることを基本としている点を改め、1箇所でも不適合箇所があれば発動することを明確化するため、「自動車の点検等の勧告の確実な実施について（平成17年12月20日付、国自技第209号・国自整第108号）」を改正することとします。

3. 今後のスケジュール（予定）

- 公 布：平成26年1月予定
- 施 行：平成26年2月予定

自動車検査証備考欄への記載内容一覧表

項目	記載内容	項目	記載内容	項目	記載内容
受検種別	指定整備車	受検形態	指定整備工場	検査時の点検整備実施状況	点検整備記録簿記載あり
	持込検査車		認証整備工場		点検整備記録簿記載あり
			使用者		点検整備記録簿記載なし
			その他 (使用者以外の者により 受検が代行された場合)		点検整備記録簿記載あり
				点検整備記録簿記載なし	

※限定保安基準適合証の提出があった場合、受検種別「指定整備車(限定保安基準適合証の提出)」のみ記載

※臨時検査の場合、受検種別「持込検査車」のみ記載

○自動車検査証備考欄記載例：認証整備工場が定期点検整備を実施して継続検査を受検した場合

[受検種別]

持込検査車

[検査時の点検整備実施状況]

点検整備記録簿記載あり

[受検形態]

認証整備工場

<参考条文>

【自動車検査証の備考欄への車検時の点検整備実施状況等の記載について】

○道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）

（使用者の点検及び整備の義務）

第四十七条 自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。

（定期点検整備）

第四十八条 自動車（小型特殊自動車を除く。以下この項、次条第一項及び第五十四条第四項において同じ。）の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

一 自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量八トン以上の自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車 三月

二 道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（国土交通省令で定めるものを除く。）、同法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車（前号に掲げる自家用自動車を除く。） 六月

三 前二号に掲げる自動車以外の自動車 一年

2 前条第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「前項」と読み替えるものとする。

（点検整備記録簿）

第四十九条 自動車の使用者は、点検整備記録簿を当該自動車に備え置き、当該自動車について前条の規定により点検又は整備をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 点検の年月日

二 点検の結果

三 整備の概要

四 整備を完了した年月日

五 その他国土交通省令で定める事項

2 自動車（第五十八条第一項の検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。以下この項において同じ。）の使用者は、当該自動車について分解整備（原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置又は連結装置を取り外して行う自動車の整備又は改造であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）をしたときは、遅滞なく、前項の点検整備記録簿に同項第三号から第五号までに掲げる事項を記載しなければならない。ただし、前条第二項において準用する第四十七条の二第三項の規定による必要な整備として当該分解整備をしたとき及び第七十八条第四項の自動車分解整備事業者が当該分解整備を実施したときは、この限りでない。

3 点検整備記録簿の保存期間は、国土交通省令で定める。

(新規検査)

第五十九条 (略)

2 (略)

3 国土交通大臣は、新規検査を受けようとする者に対し、当該自動車に係る点検及び整備に関する記録の提示を求めることができる。

4 (略)

(継続検査)

第六十二条 (略)

2 (略)

3 第五十九条第三項の規定は、継続検査について準用する。

4・5 (略)

○道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）

(点検整備記録簿の提示)

第三十九条 継続検査、臨時検査又は構造等変更検査を受けようとする者は、法第六十二条第三項、法第六十三条第三項又は法第六十七条第四項において準用する法第五十九条第三項の点検及び整備に関する記録の提示として、当該自動車に係る点検整備記録簿を提示しなければならない。

【点検等の勧告の発動要件の見直しについて】

○道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）

(整備命令等)

第五十四条

4 地方運輸局長は、第一項の規定により整備を命ずる場合において、当該保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態が、劣化又は摩耗により生ずる状態であつて国土交通省令で定めるものであり、かつ、当該自動車について、点検整備記録簿の有無及び記載内容その他の事項を確認した結果第四十八条第一項の規定による点検で国土交通省令で定めるものが行われていないことが判明したときは、当該自動車の使用者に対し、当該点検（第一項の規定により整備を命ずる部分に係るものを除く。）をし、及び必要に応じ整備をすべきことを勧告することができる。

(限定自動車検査証等)

第七十一条の二 国土交通大臣は、新規検査若しくは予備検査（第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車又は第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車であつて、当該自動車の長さ、幅又は高さそ

の他の国土交通省令で定める事項（以下「構造等に関する事項」という。）がそれぞれ当該自動車に係る自動車登録ファイルに記録され、又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項と同一であるものに係るものに限る）又は継続検査の結果、当該自動車が保安基準に適合しないと認める場合には、当該自動車の使用を停止する必要があると認めるときを除き、限定自動車検査証を当該自動車の使用者（予備検査にあつては、所有者）に交付するものとする。

- 2 第五十四条第四項の規定は、前項の規定により継続検査の結果限定自動車検査証を交付する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「地方運輸局長」とあるのは「国土交通大臣」と、「当該保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態」とあるのは「当該自動車が保安基準に適合しないと認める状態」と、「第一項の規定により整備を命ずる部分」とあるのは「当該限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分」と読み替えるものとする。

○自動車点検基準（昭和二十六年運輸省令第七十号）

（点検等の勧告に係る基準）

第五条 法第五十四条第四項の国土交通省令で定める劣化又は摩耗により生ずる状態（法第七十一条の二第二項において準用する場合を含む。）は、別表第八に掲げるとおりとする。

- 2 法第五十四条第四項の国土交通省令で定める点検（法第七十一条の二第二項において準用する場合を含む。）は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 法第四十八条第一項第一号に掲げる自動車（被牽引自動車を除く。） 別表第三に定める十二月ごとに行う点検

二 法第四十八条第一項第一号に掲げる自動車（被牽引自動車に限る。） 別表第四に定める十二月ごとに行う点検

三 法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車 別表第五に定める十二月ごとに行う点検

四 法第四十八条第一項第三号に掲げる自動車（二輪自動車を除く。） 別表第六に定める二年ごとに行う点検

五 法第四十八条第一項第三号に掲げる自動車（二輪自動車に限る。） 別表第七に定める二年ごとに行う点検